

(別紙1)

平成 年 月 日

一般社団法人 全国銀行協会 宛

金融機関名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

**全銀協TIBORリファレンス・バンク指定希望申出書**

全銀協TIBORのリファレンス・バンクとして、下記のとおり指定を受けることを希望します。なお、指定された際には、裏面記載のリファレンス・バンクとしての条件を遵守することを確約します。

記

1. 日本円TIBORのみ希望

(日本円TIBORに関する調査票(別紙2)を提出。)

2. ユーロ円TIBORのみ希望

(ユーロ円TIBORに関する調査票(別紙3)を提出。)

3. 日本円・ユーロ円TIBORの両方を希望

(日本円・ユーロ円TIBORに関する調査票(別紙2、3)を提出。)

(注)希望する番号に○印を付けてください。締切は平成23年11月30日(水)必着です。

[本指定希望に係る照会先]

部門・役職 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

電子メール \_\_\_\_\_

以 上

(別紙 1 裏面)

全銀協 T I B O R のリファレンス・バンクとして遵守すべき事項

1. 毎営業日、午前 11 時時点の本邦無担保コール市場（日本円）および本邦オフショア市場（ユーロ円）の実勢を反映したマーケット・レート<sup>(注)</sup>を一般社団法人全国銀行協会指定の方法により、毎営業日午前 11 時 20 分までに一般社団法人全国銀行協会が指定する事務代行会社へ送信することとし、送信にあたっては送信前に入力内容を再鑑し、その内容について責任を持つ。

(注) ここでいうマーケット・レートとは、プライム・バンク間の取引を想定した場合に市場実勢と見做すレートであって、自行のポジション等固有の事情を反映したトレーダブル・レートとは異なる。

2. 何らかの理由により、午前 11 時 20 分までに事務代行会社へ送信できない場合には、当日の全銀協 T I B O R 公表レート算出の対象から除外されても異議を申し立てない。
3. 事務代行会社へ送信した呈示レートを午前 11 時 20 分以後に訂正することは原則として行わない。やむを得ず訂正が必要があると考える場合には、一般社団法人全国銀行協会と協議のうえ対応を決定する。
4. 上記 1. にもとづき送信したマーケット・レートを、一般社団法人全国銀行協会が事務代行会社を通じて、別に定める「全銀協 T I B O R 公表要領」に定める情報提供会社に配信すること、および情報提供会社がそれらを公表することを承諾する。
5. リファレンス・バンクの指定については、一般社団法人全国銀行協会が平成 25 年 3 月末日を以って見直しを行い、その後は原則 1 年毎に見直しを行うことに同意する。  
また、この見直しの期限前であっても、一般社団法人全国銀行協会が、全銀協 T I B O R 公表の円滑な運営に支障をきたすと判断した場合には、リファレンス・バンクの指定を取り消されても異議を申し立てない。
6. 「全銀協 T I B O R 公表要領」を遵守し、全銀協 T I B O R の公表に協力する。

以 上